

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 8 月 12 日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2011～2015

課題番号：23330035

研究課題名(和文) 意匠法の無審査化に関する研究

研究課題名(英文) Reseach on Effectiveness of Substantive Examination Scheme in Design Law

研究代表者

佐藤 恵太 (SATO, Keita)

中央大学・法務研究科・教授

研究者番号：60205911

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 14,100,000円

研究成果の概要(和文)：意匠権の成立に際し、行政庁が実体要件審査を事前に行う「審査後登録主義」は、維持すべき必然の仕組みでないことがわかった。欧州は、歴史的に無審査で権利を付与してきた独仏型に沿う形で、EU指令を採択したため、日本の母法であるイギリス法、拒絶率の高い審査を行っていたスウェーデン法は、審査後登録主義を捨て無審査に転換し、英連邦諸国各国の対処も異なるからである。また、新しいデザインの模倣禁止について、3Dプリンター利用による侵害行為の立法解決策(著作権法の私的複製補償金の制度導入が不適切であること)、アイコンと画面デザインを区別せずに意匠登録すべき可能性等につき、立法的提言を行った。

研究成果の概要(英文)：Design right could be registered after substantive examination done by Patent Office in Japan. But such scheme is not theoretically inevitable system. The reasons are: 1) European countries took no substantive examination scheme in EU Design directive, 2)UK law -mother law of Japan- abandoned substantive examination in Design, and 3) Common Wealth countries took their own way, such as non-examining in Singapore, substantive examination in Japan, and under legislative discussion in Canada. However, we could not reach conclusion whether we continue substantive examination in Design. Because, we should seriously think of the real need for Design law based upon design industry protection against imitation, in addition to copyright law for designer (incentive) protection. Also, we proposed 3D data user's infringement should not be resolved by remuneration scheme such as music copyright private copying. And we proposed icon and screen display design should be registered by Registered Design.

研究分野：知的財産法

キーワード：意匠制度 デザイン

## 1. 研究開始当初の背景

意匠権の成立に際して行われている実体要件審査が、国際的な無審査化傾向に反しており、実体要件審査の制度枠組みを採る日米両国が、意匠の国際登録条約審議で孤立するという状況にあった。そのため、無審査化に移行する素地があるのか(必要性、無審査以降による悪影響など)を検討することが必要と思われた。加えて、現行の意匠法が、物品の形状・模様・色彩等に保護対象を限定しており、デジタル技術に関連するデザイン(画面デザイン、アイコン等)全盛の現在において、時代のニーズに合致していない部分があるので、上記デジタル関連デザインや、プロダクトデザイン以外のデザイン領域の模倣禁止策として意匠法を進化させる必要性を検討する必要があった。

## 2. 研究の目的

意匠法を立法的に改善する必要がある項目について精査し、問題点とその解決策を検討することを目的とする。特に、意匠に関する国際登録条約(ハーグ協定)の発効に際して、日本が採用している実体要件審査を行ってから意匠権を付与する制度が、日米のみ維持されており、欧州指令等の事情で無審査化する諸国が大勢であることから、国際的孤立状況が懸念されている点、デジタル関連技術の劇的進化によって生じる問題(3Dプリンターによる侵害行為、デジタル画面のデザイン、アイコンデザイン等)、物品(プロダクトデザイン)に特化した模倣禁止策を提供する日本の意匠法が不足する点、例えば個人デザイナーの取り扱い、店舗デザイン・空間デザインの模倣禁止策の扱いなどについて、重点的に検討する。

## 3. 研究の方法

実体要件審査を行うか否かの各国法比較、無審査化の影響評価については、文献基礎調査を中心として、外国研究者からの情報提供(インタビュー等)分析によって補充することが行われた。また、デジタル関連技術にかかわる問題、プロダクトデザイン以外の領域の問題については、個別インタビューによって論点を抽出し、文献調査により補充する方法が採用された。

## 4. 研究成果

### 1)意匠登録条約(ハーグ協定)への対処

ハーグ協定における国際的孤立を避けるため、国内意匠法を無審査に転換させることが可能かという観点で研究を開始したが、米オバマ政権の方針転換によって、2011年から2012年にかけて、米国の国内立法が進行したため、ハーグ協定が審査後登録主義を採用する日米でも批准可能な現ジュネーブ合意のまま維持される見込みとなった。日本も

さらに、米国に追随して、ハーグ協定に加盟するための国内法立法をする方針となったため、無審査化の検討が喫緊の課題という位置づけではなくなった。そのため、当初計画で、無審査化に向けた立法提案作成を取りやめることとした。この間の立法経緯については、学会報告において言及した(無審査化を急ぐ喫緊の必要性が減退し、今後の研究としては、無審査化の利害得失のより深い検討に重点が移ると報告した)。

### 2)意匠登録前の実体要件審査

各国法制の比較作業から、イギリス(UK)を母法とする英連邦諸国と英法を模範とした諸国(スウェーデン、日本、韓国、台湾等)をみると、実体要件審査は必須の装置ではないと判明した。欧州指令によって、母法自身とスウェーデン(日本とほぼ同等に、実体要件審査による拒絶率が高かった国)が無審査に転換したこと、シンガポールが英連邦から離脱する際の立法で無審査を選択したこと、カナダが独立時に審査を行うべきか立法府で議論していた形跡が認められること、等の事情から、その点が明らかにされたと思われる。この経緯は、図書において明らかにした。なお、法比較の方法論の実践例のひとつとして、本研究のプロセスにおける法比較手法を紹介した(学会報告、なお、法比較の実践例として、図書)。加えて、審査の手法についてみても、アメリカ合衆国と日本にはいくつかの相違が認められる。アメリカが特許のひとつとして扱っていることと深い関係があり、その点では、日本が必ずアメリカ合衆国の仕組みに追随しなければならない必然性がないことが確認された。以上の経緯を、図書、学会報告等に紹介した。

無審査化の手法として、アメリカ合衆国では、従来のデザインパテントはそのままにして、著作権型のデザインコピーライト法を併設するしくみが提案され、その一部が、半導体チップ法およびVessel Hull法として実現している(佐藤恵太「アメリカ合衆国Vessel Hull保護法について」紋谷暢男教授古希記念論文集『知的財産権法と競争法の現代的展開』513頁、2006年に紹介した)。ファッションデザインについて、その3つめの保護対象として立法提案もされた(2012年上院に提案されたS3523など)。しかし、最近の著作権法にかかるアメリカで開催されたカンファレンスでは、一般的デザインコピーライトへの言及はなく、この方向性が広く採用の彦見があるとは考えられないことを明らかにした(学会報告、および学会報告)。

今後は、UKのEU離脱に伴って、UKが再び実体要件審査を行う過去の法制に戻るかが注目すべき点と考える(学会報告において明らかにした。まさにこれが、実体要件審査について最終結論を得られていない客観的理由である)。同時に、UKの離脱は、欧州意匠レギュレーション・指令において取り残さ

れた問題であるスペアパーツ意匠の保護除外とも大きくかわる(研究協力者 Kur 博士に対して行った複数回のインタビューでも同様の見解が示されている)。今後の UK 立法の進展をみつつ、新たな展開を日本法に反映していくべきか、注視して検討を続けていきたいと考えている。

### 3)新しいデザイン創作の問題

意匠法の改正が必要なトピックとして、実体要件審査の無審査化の問題以外に、本研究で取り上げたのは、a) 3D プリンターによる侵害行為の評価、b) アイコン・画面デザイン、c) ファッションデザイン、d) 店舗デザイン、以上4点を中心に取り上げた。

- a) 3D プリンター 3D プリンターが市販され、個人が所有できるレベルの金額で流通することとなれば(2017年の現状で、そうなりつつある)立体物の3D データが、プラットフォーム・サイトにおいて流通し、それを入手した個人が自宅で自己の3D プリンターによって、登録意匠の生産行為を行ってしまう場合が想定される。このユーザーの行為は、業としての実施にあらず、意匠権侵害にならない(著作権の場合には、私的目的の複製が適法とされる結果、同様に複製権侵害にならない)と評価すべきなのかが問題となる(学会報告)。日本の意匠法のように、いわゆるみなし侵害の規定によって、侵害扱いとする可能性を有する国もあるが、台湾等の国はその種の規定を有さず、欧州諸国もみなし侵害立法を有さない国が大半である。いずれにしても、一定の立法的解決が必要であることを、学会報告 および学会報告 において明らかにした。そして、学会報告 では、さらに加えて、著作権法領域の解決策として、私的複製に関する補償金制度導入を主張されているが、著作物がそのまま複製されることが前提の私的複製=フォトコピーないし、レコード・音楽 CD 複製等の問題と異なり、3D プリンター所有者は形状変更を行うことが通例であり(自らカスタマイズできるデータを提供するプラットフォーム・サイトが大半)補償金請求権の仕組みは適切な立法的解決にならないと主張した(学会報告)。
- b) アイコン・画面デザイン 2012年頃、アップル対サムソンの iPad デザイン訴訟によって、注目を集めた問題である。日本の意匠法は、物品のデザインであることを重視し、画面デザイナー一般について意匠登録を認める方向に無いが、アイコンデザインと画面デザインとを区別する実際的な意味は無いと考えられ、両者とも意匠法の対象を含む方向での立法(法改正)が必要であ

ると提唱した(学会報告、および学会報告)。また、画像に描写される対象が動くものを含む画面デザインについても、意匠登録の道を開くべきと提唱した(学会報告)(なお、デジタル技術進展に関する論点分析として、図書)。

- c) ファッションデザイン 代表者が「ファッションデザインと法」と題する講義を中央大学法科大学院において、全国に先駆けて2015年度開講し、個人デザイナーが模倣禁止策からひとり取り残されているともいうべき状況を、立体的に解説している(学会報告は、その受講生の1人が研究会においてファッションデザイン模倣の実際を説明し、研究者が法律面でどこまでできるかを論じたものである)。この延長戦上に開催された学会報告 では、紳士服テイラーを経営する方が巻き込まれた法的紛争を紹介いただき、個人デザイナーの模倣に対して法がいかにか無力であるかを、各種事例を用いて説明していただいた。問題点が浮き彫りにできつつあるので、今後の研究課題として取り上げていきたいと考えている。
- d) 店舗デザインについては、日本で初の保護認容裁判例について検討を深めた(雑誌論文、学会報告)もともと、決定には疑問点も有り、内装や店員の制服をどう扱うかの問題が残されている(学会報告にて明らかにした)。
- e) このほかに、ビジネスにおけるデザイン保護の位置づけについて、ネットワーク関連業界でも議論されるようになってきたものの、いまだ一部の業界で注目されるに過ぎないという印象を得ている(研究途上に行った各種多数のインタビュー、学会報告、等による)。

なお、研究トピックのひとつである、創作者(デザイナー)個人の保護については、著作権法に比して意匠法の遅れが目立っていることは確認できた(学会報告、など)。改善するための立法的提案に至っていないが(日本の意匠法がそもそもデザイナーを会相手にしていないという構造的問題もある)今後は、著作権法の側から検討を深め、デザイン保護法領域にフィードバックする方向の研究を行うことを考えている。

### 4)研究成果の一般への還元

本研究代表者が主催する中央大学知的財産法研究会(学会報告)は、公開で行われている。これらに加え、一般向きの公開講演会を2回、またチュレーン大学学生を対象として、日本法の特異な仕組みを説明する公開講演会を、同大学(アメリカ合衆国ルイジアナ州)において開催した。今後、重要な成果である図書 の公表をまって、

ウェブサイトを開設する計画である。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

大友信秀「コメダはこれだ!?～コメダ珈琲仮処分事件とブランド表示としての店舗外観の保護」(東京地裁平成 28 年 12 月 19 日決定の評釈、2017 年、2017WLJCC007 [http://www.westlawjapan.com/pdf/column\\_law/20170227.pdf](http://www.westlawjapan.com/pdf/column_law/20170227.pdf))

〔学会発表〕(計 16 件)

— 佐藤恵太「コメダ珈琲 vs マサキ珈琲 店舗外観模倣の事案について(1)」中央大学知的財産法研究会(2017 年 1 月 21 日中央大学)

— 佐藤恵太「Infringement IP rights in 3D tech circumstance -compare with right implications」Rome Congress 2016 of Association littéraire et artistique internationale (ALAI) (2016 年 9 月 14-15 日、Centro Congressi Fontana di Trevi)

— 佐藤恵太「United Kingdom の EU 離脱」中央大学知的財産法研究会(2016 年 7 月 23 日、中央大学)

— 滝沢滋「紳士服デザインの模倣」中央大学知的財産法研究会(2015 年 10 月 10 日、中央大学)

— 佐藤恵太「3D Printer and Design Law」Asian Law Institute 12<sup>th</sup> Annual Conference (2015 年 5 月 21～22 日、台湾大学、査読有)

— 佐藤恵太 & 宇津木楓子「ファッションローと知的財産法」中央大学知的財産法研究会(2015 年 3 月 14 日、中央大学)

— 佐藤恵太「Copyrightability of artistic works - New Japanese Approach」Asian Pacific Copyright Association (ACPA) 1<sup>st</sup> conference (2014 年 11 月 17-19 日、ウエリントン大学、査読有)

— 佐藤恵太「ゴーストライターと氏名表示権」中央大学知的財産法研究会(2014 年 8 月 2 日、中央大学)

— 佐藤恵太「欧米の 2 大カンファレンスにみる著作権法改正の方向性」中央大学知的財産法研究会(2014 年 8 月 2 日、中央大学)

— 内海正人「日本におけるモノづくりと知的財産」中央大学知的財産法研究会(2014 年 6 月 25 日、中央大学)

— 大友信秀「知的財産シーズのビジネス化」中央大学知的財産法研究会(2014 年 6 月 14 日、中央大学)

— 佐藤恵太「著作権法カンファレンス 2 題」中央大学知的財産法研究会(2014 年 3 月 29 日、中央大学)

— 佐藤恵太「Apple v. Samsung design dispute -Shape of the Product, icons and beyond」Design Protection Conference (2012 年 11 月 29～30 日、高麗大学)

— 佐藤恵太「Japanese Design Protection -changing shape, UI (GUI) and beyond?」1<sup>st</sup> Future Design Protection Conference at Oxford (2012 年 11 月 2～3 日、Jesus college, オクスフォード大学)

— 佐藤恵太「Why we do it in a comparative way?」31<sup>st</sup> Annual Congress of the International Association for the Advancement of Teaching and Research in Intellectual Property [ATRIP] (2012 年 7 月 29 日～8 月 1 日、シカゴ・ケント大学ロースクール)

— 佐藤恵太「Is Design Novelty Examination still needed?」Asian Law Institute Annual Conference 2012 (2012 年 6 月 1 日、シンガポール大学、査読有)

〔図書〕(計 5 件)

Kur Levin, Shelvo ed. 「Design Approach -10 years of European Design」Edgar (2017 編集作業最終段階)(佐藤恵太 Japanese Perspective を分担執筆)

ALAI Rome Congress Committee, 「Records of Rome Congress of ALAI 2016」(2017 編集作業最終段階)(佐藤恵太 「3D printer, rights implications」分担執筆)

菊池純一編『マイクロソフト研究助成 10 周年記念論文集』(2015 年、マイクロソフト研究助成運営委員会刊行)14 編掲載論文中、佐藤恵太「アメリカ合衆国デザインパテント制度は、日本が見做すべき存在か」分担執筆

Nguyen Phuong Thuy 「地理的表示と商標登録の制度設計」ベトナムの経験から

得られるもの (中央大学学術リポジトリ) 2015年、199頁

報告書以上

中山信弘、斉藤博、飯村敏明編『牧野利秋先生傘寿記念論文集』(2013年、1224頁、うち、佐藤恵太「gTLD開放に伴い生じる問題について」を分担単独執筆、1155-1166頁)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

公開講演会3件(佐藤恵太「スマホ形態の模倣」、2017年1月20日かながわ県民会館、佐藤恵太「ゆるキャラをめぐる知的財産権」、2016年11月27日フェリエ南草津、佐藤恵太「Copyright Law and Design Law cumulative application, Japanese way」2012年3月5日、チューレーン大学ロースクール、Comparative Law Courseにおける授業の一環としての公開講演)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐藤 恵太 (SATO Keita)  
中央大学大学院・法務研究科・教授  
研究者番号：60205911

(2) 研究分担者

外川 英明 (TOGAWA Hideaki)  
中央大学・法学部・教授  
研究者番号：80407866

(3) 連携研究者 なし

(4) 研究協力者

大友信秀 (OTOMO Nobuhide 金沢大学・法学系・教授)

Annette KUR (アネッテ クア マックス  
ブランク知的財産法研究所主・任研究員、  
EU デザイン規則指令起草者)

William FRYER (ウィリアム フライア  
ー 前ボルチモア大学ロースクール教  
授)

Nguyen Phuong Thuy (グエン フォン  
トウイ ベトナム国家大学・副教授)

内海正人 (UTUMI Masato 富士通知的財産  
部・担当部長)

仙波芳一 (SENBA Hoichi 行政書士)